**安全･安心なイベントを開催するための出店者へのお願い**

日田まつり振興会は、大分県暴力団排除条例及び日田市暴力団排除条例に基づき、市民や観光客の　　皆さまが安心・安全に楽しむことができる「まつり」を運営していくため、本会主催のイベントに出店　　する出店者を把握管理していく必要があることから、次の要件を満たすことと致しますので、皆様の　　ご理解とご協力をお願い致します。

【要件】

　　１　出店場所につきましては、道路規制区間内又はイベント会場周辺とします。

　　２　本祭りにおける出店を申請できるのは、次の団体等としますので、出店しようとする場合は、　　提出期限までに「出店に関する届出書及び誓約書（様式第１号）」及び「出店場所の地図」を提出してください。提出期限までに提出されなかった場合は、他出店者との競合を避けるため、出店はできません。（地図は手書きでも構いません。出店する場所がわかるものでお願いします。）

① 大分県警察により運営の健全化が図られている二豊街商協同組合（露天商組合）の加盟店。

② **出店届出者が大分県内に住民票を有する者、あるいは大分県内に事業所を有する事業者。**ただし、**名義貸し等の出店は一切認めません。**

③ 日田まつり振興会が**承認した住民・団体**。

④ 日田まつり振興会から**出店を依頼した事業者**。

⑤ 上記②～③の要件を満たす場合でも届出を提出する際は**地元自治会又は地元商店街の承認が 必要**です。

　　３　祭りに際し、地元住民が出店等で敷地を貸す場合につきましても、出店者が必ずイベント開催前に「出店に関する届出書及び誓約書（様式第１号）」を提出してください。

　　　　注意）暴力団等反社会勢力に敷地等を貸した場合、貸した側にも責任があります

　　４　届出人以外の人が従事する場合は、「出店に従事する人の届出書」も提出してください。（**出店に従事する者も大分県内に住民票を有する者、あるいは大分県内に通勤・通学する者に限ります。**）

**届出のない人が従事している場合は、店舗を撤去していただきます。**

５　出店に関する「道路使用許可」等の各種届等については出店者において手続をしてください。

６　飲食物の加工販売を行うものは「保健所の許可」を受ける必要があります。

７　火災対策として、火気器具等を使用する場合は消火器の準備をお願いします。

８　公園等の公共用地を使用する場合は、貸出に関する申請を行う必要があります。

９　**出店する際は、本会が発行する「出店に関する受付票（様式第２号）」を必ず店舗内に掲示してください。届出の場所以外での販売（移動販売）等はできません。**

【注意事項】

※　各機関への申請は有料の場合があります。事前に金額など確認をお願いします。

※　前記要件、及び主催者等の指示に従わない場合は、店舗を即時撤去していただきます。

　 ※　出店に関するトラブルにつきましては、本会は一切関知しません。

　【問い合わせ先】

出店に関すること　　　　　　　　日田まつり振興会（市観光課内）　２３－３１１１（代）

　　道路使用許可に関すること　　　　日田警察署　交通課　　　　　　　２３－２１３１（代）

　　県道の占用許可に関すること　　　大分県日田土木事務所　　　　　　２３－２１４１（代）

　　市道等の占用許可に関すること　　日田市役所土木課　　　　　　　　２３－３１１１（代）

　　飲食物の加工販売に関する許可　　大分県西部保健所　　　　　　　　２３－３１３３（代）

　　消火器の準備等に関すること　　　日田消防署　　　　　　　　　　　２４－２２０４（代）

**まつりの出店には、届出が必要です。**

【イベント時に出店される方へ】

※　出店する場合（個人の敷地内に出店する場合も含む）は、主催者への「届出書及び誓約書」、「出店場所の地図」を提出してください。

　　　（地図は手書きでも構いません。出店する場所がわかるものでお願いします）

　※　営業時間は、午前９時から午後１０時までとなります。

　※　出店に際しては、主催者が発行する「受付票」を店舗内に必ず掲示してください。

**届出の場所以外での販売（移動販売）等はできません。**

　※　「届出書及び誓約書」の届けがない場合、「受付票」の掲示がない場合、届出のない人が出店に従事している場合、又は届出に虚偽の記載がある場合、出店の撤去をお願いする　ことがあります。

　※　飲食物の加工販売を行う場合は、保健所の許可が必要となります。

　　　飲食店が自店舗の前で加工販売をする場合、一時営業申請等が必要となります。

（不明な場合は、保健所に確認をお願いします。）

　※　火災対策として、次の火気器具等を使用する場合は消火器の準備をお願いします。

　　　ただし、出店が隣接する場合、共同して消火器を準備することは可能です。

・液体燃料を使用する器具　・固体燃料を使用する器具　・気体燃料を使用する器具

・電気を熱源とする器具　　・使用に際し火災の発生のおそれのある器具

　　　（不明な場合は、日田消防署に確認をお願いします。）

　　　また、照明器具を使用する場合は次のことに十分注意してください。

　　　・照明器具の熱により、近くの可燃物が高温にならないようにすること。

　　　・電球をソケットに確実に接続すること。電源部の露出をさせないこと。

　　　・照明器具及び配線は動揺したり脱落することのないように取り付け、また過度な荷重、張力が加わらないようにすること。　・各器具の説明書に基づいた使用をすること。

　※　出店は道路規制区間内であっても、法定の禁止場所（交差点付近）や、車の出入りする　　駐車場付近には出店できません。

　※　商店街がある地域については、地元商店街の認めが必要となります。

（認めがない場合、出店できません）

　※　私有地内に出店する場合、土地の所有者の認めが必要となります。

（認めがない場合、出店できません。ただし、私有地の所有者が出店する場合は、

認めの必要はありません。）

　※　私有地の前に露店を出す場合、必ず私有地の所有者に許可を得てください。

（トラブルの原因となります）

　※　警察署・保健所・道路を所管する官庁等への申請につきましては、有料となりますので、事前に金額等を確認してください。

　※　出店に関するトラブルにつきましては、本会は一切関知しませんので、出店者の責任で　対応をお願いします。

日田まつり振興会（日田市観光課）

電話　0973-22-8210（直通）